

令和5年3月20日

野木町農業委員会第33回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第33回総会 会議録

1. 開催日時 令和5年3月20日（月）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 - 3番 古澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 小沼事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主事
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 買受適格証明願について
 - 議案第3号 農地利用集積計画の策定について
 - 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
 - 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について
6. その他

「 議 事 」

事務局 開会を宣言（午前10時）

議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号1番 鈴木 誠委員、2番 柿沼 誠委員
を指名した。書記には、尾崎主事を指名した。
議事に入る旨を告げる。議事に入る旨を告げる。議案第1号 農地法第5
条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号 受付番号35について説明。

受付番号48

南赤塚	1筆	386㎡	登記簿・現況ともに畑
譲渡人	A氏		
譲受仁	B氏		
権利の設定	使用貸借権設定		
事由の概要	住宅敷地		

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

6番委員 3月14日、4番委員、地元委員、地元推進委員と代理人立会いのもと現
地調査を行いました。
本件は、B氏が祖母であるA氏から使用貸借権を設定し住宅建築を行うも
のです。なお、申請地は第1種農地であります。集落接続が認められ、
代替性がないことも整理ができていますことから不許可の例外に該当すると
思われますので許可にあたっては何ら問題ないと思っておりますので、ご審議お
願いします。

議長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

1番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題ないと思っております。

議長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）
質疑がないため、議案第1号 受付番号48について許可することに賛成

の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に受付番号48について事務局の説明を求めた。

事務局 受付番号49について説明。

受付番号49

友 沼 1筆 952㎡ 登記・現況ともに畑

譲渡人 C 氏

譲受人 D 氏

移転の内容 売買による所有権移転

事由の概要 太陽光発電施設用地

議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。

1番委員 3月14日、6番委員、地元委員、地元推進委員と代理人立会いのもと現地調査を行いました。

本件はD氏が申請地を売買による所有権移転にて取得し、太陽光発電施設用地に転用するものです。申請地は第2種農地ではありますが、集落接続が認められ代替性がないことから許可にあたっては何ら問題ないと思いますので、ご審議をお願いします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題ないと思います。

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第1号 受付番号49について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第2号 買受適格証明願について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 受付番号50について説明。

受付番号50

野 渡 1筆 102㎡ 登記簿・現況ともに畑

願出人 E 氏

事由の概要 経営規模拡大のため
取得する権利 競売による所有権移転

議 長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

2 番委員 3月10日、5番、9番委員、地元委員、地元推進委員、事務局と代理人立会いのもと現地調査を行いました。
E氏は埼玉県加須市で農業を営んでいるとのことでしたが、経営農地の確認したところ適切に管理されておらず、近隣ほ場を耕作する農業者の方に話を聞いたところ、4年間ほど耕作していないとの証言を得ました。証言および現地の状況等からみても全部効率要件をみたしていないため、不適だと思われまますのでご審議お願いします。

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査員の報告のとおり、不適だと思われまますのでご審議お願いします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号50について不適とすることに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め不適とすることを告げた。
次に、議案第3号 農地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第3号 農地利用集積計画の策定について説明。

整理番号5-1

更 新 丸 林 1 筆 1, 3 0 9 m² 現況 田

設定をする者 F 氏

設定を受ける者 G 氏

利用権の種類 使用貸借権

期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日

整理番号5-2

新 規 若 林 1 筆 3, 2 6 0 m² 現況 畑

移転をする者 H 氏

移転を受ける者 I 氏

利用権の種類 賃貸借権
期 間 令和5年4月1日から令和15年3月31日
借 賃 10aあたり5,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-3

新規 友 沼 1筆 650m² 現況 田
移転をする者 J 氏
移転を受ける者 K 氏
利用権の種類 賃貸借権
期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日
借 賃 10aあたり3,000円

整理番号5-4

新規 友 沼 1筆 1,982m² 現況 田
移転をする者 L 氏
移転を受ける者 M 氏
利用権の種類 賃貸借権
期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日
借 賃 10aあたり3,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-5

更新 友 沼 1筆 528m² 現況 畑
移転をする者 N 氏
移転を受ける者 O 氏
利用権の種類 賃貸借権
期 間 令和5年4月1日から令和15年3月31日
借 賃 全面積で15,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-6

更新 佐川野 2筆 計7,356m² 現況 畑
移転をする者 P 氏
移転を受ける者 Q 氏
利用権の種類 賃借権

期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日
借 賃 全面積で米2俵
借賃の支払期限 毎年10月末日までに支払い

整理番号5-7
新 規 佐川野 2筆 431㎡ 現況 畑
設定をする者 R 氏
設定を受ける者 Q 氏
利用権の種類 使用貸借権

整理番号5-8
更 新 佐川野 1筆 1,028㎡ 現況 田
設定をする者 S 氏
設定を受ける者 T 氏
利用権の種類 賃貸借権
期 間 令和5年4月1日から令和15年3月31日
借 賃 全面積で米1表
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-9
更 新 佐川野 2筆 計1,190㎡ 現況 田
設定をする者 U 氏
設定を受ける者 T 氏
利用権の種類 賃貸借権
期 間 令和5年4月1日から令和15年3月31日
借 賃 全面積で15,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号5-10
新 規 野 木 1筆 3,891㎡ 現況 田
設定をする者 V 氏
設定を受ける者 W 氏
利用権の種類 賃貸借権
期 間 令和5年4月1日から令和15年12月31日
借 賃 全面積で38,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

整理番号 5-11

新規野木 1筆 3,891㎡ 現況 田
設定をする者 W氏
設定を受ける者 X氏
利用権の種類 賃貸借
期間 令和5年4月1日から令和15年12月31日
借賃 全面積で38,000円
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

議長

質疑がないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第3号 農地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め承認することを告げた。
次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

受付番号 46

友沼 1筆 999㎡ 登記簿・現況ともに畑
譲渡人 Y氏
譲受人 Z氏
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 売買による所有権移転

受付番号 47

友沼 1筆 152㎡ 登記簿・現況ともに畑
譲渡人 Y氏
譲受人 Z氏
事由の概要 太陽光発電施設用地
移転の内容 売買による所有権移転

この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について説明。

受付番号 270

友 沼 1筆 2,829㎡ 現況田

賃貸人 AA氏

賃借人 AB氏

解約理由 賃貸人の都合による

合意解約日 令和5年2月6日

議 長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げた。
次に、報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について説明。

受付番号 45

届出者 AC氏

変更前の経営責任者 AD氏

変更後の経営責任者 AC氏

変更理由 死亡のため

議 長 この案件についても、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第3号、報告第1号から第3号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事 務 局

- ・令和5年度日程について
- ・農地の譲渡希望について
- ・令和5年度最適化活動の目標設定等について
- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- ・下限面積撤廃後の農地法3条許可合申請に係る対応（案）について

議 長 他にあるか諮った。（別になしの声あり）
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

（午前11時30分）